平成２５年（フ）第５４０８号
大阪府茨木市舟木町15番20号
債務者　荒木　文子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２７号
神戸市兵庫区新開地４丁目１番16号　ＳＵＧＩＫＯ　ＢＬＤＧ201（建物の旧名称蓮池マンション201）、従前の住所神戸市中央区北長狭通５丁目４番７―802号
債務者　ＯＮ　ＡＩＲこと　川﨑　剛史
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８１号
神戸市東灘区本山中町２丁目４番８―401号、従前の住所京都市伏見区桃山町大島８番地１レオパレス伏見201号室
債務者　有馬　久恵
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０２号
神戸市東灘区本庄町２丁目６番１―104号
債務者　南造園こと　南　　俊雄
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９号
広島県福山市東村町甲2858番地２
債務者　杉原　弘敏
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
愛媛県松山市衣山３丁目６番34号
債務者　髙野　貞美
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５号
福岡県八女市山内550番地１
債務者　水田　正雄
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１１３号
長崎県長崎市滑石１丁目23番23―201号
債務者　坂下　信行
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
福島市蓬莱町４丁目３番７―35号
債務者　渡部　恵子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２６７号
福井市北四ツ居町第16号５番地、旧住所福井市宝永３丁目21番15号　ジュピエルハイツ宝永401号
債務者　木下　順詞（旧姓西）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
福井県越前市妙法寺町第27号１番地の21
債務者　松村眼鏡こと　松村　　孝
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９６号
福井市大手１丁目２番27号
債務者　大久保みゑ子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
福井市引目町第19号２番地４
債務者　渡邉　啓子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
長野県松本市筑摩２丁目25番24―３号
債務者　柳沢まゆみ（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９８号
長野県松本市寿北７丁目６番Ａ―301号　市営住宅
債務者　岩岡加余子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２１３号
長野県松本市井川城２丁目２番22号
債務者　木村　正明
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１３７５号
愛知県清須市阿原宮前94番地
債務者　堀　　良治
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７６号
愛知県清須市阿原宮前94番地
債務者　堀　　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部